

## 地域別財政状況分析 ～今後の地方公共団体の あり方を考察する～

前大阪府総務部市町村課財政グループ 大下 浩 二

### はじめに

地方財政を取り巻く環境は、大きく変わりつつある。住民が自分の住む市町村の財政状況を知る新たなツールとして、公会計制度の整備や、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法）の制定による健全化判断比率などの公表が義務付けられ、地方公共団体のディスクロージャー化が進んでいる。これまでも、実質収支比率や経常収支比率、決算額の比較など様々な指標や分析方法があったが、新たにより統一的な視点が加わり、地方公共団体間の相互比較が可能となってきている。

地方公共団体間の財政状況が比較可能となることにより、自分の住む市町村と近隣市町村を比較することができる。市町村の赤字や黒字、貯金や借金、身近な話をすれば、身の回りにある公共施設にどれくらいお金がかかっているかなどである。市町村間の財政指標を分析することにより、市町村の比較やそれぞれの特徴を知ることができる。しかし、近隣市町村と比較するためには、その比較対象の近隣市町村が、さらにその近隣市町村と比較し、どのような位置付けにあるのか把握しておく必要がある。それは、基礎自治体である市町村間だけでなく、地域間、都道府県間、大きくは国家間でも同様だろう。

そこで、地域単位での財政状況を比較することにより、市町村単位の財政の比較だけではわからない、それぞれの地域の特徴を分析していきたい。地域の実情にあったまちづくりを進めていくためには、まず市町村の持つ強みと弱みを知る必要がある。強みを生かし、弱みを克服する。とある市町村は、同じ地域の中でもこういった点が抜きん出ている強みに

なっているが、こういった点が弱みになっている、などといった市町村の地域での位置付けを確認することにより、強み弱みの発見や再認識ができるだろう。

また、地域単位で、近隣地域や他地域と比較することができる。市町村単位だけでは見えてこない地域の特徴や特色を分析し、それぞれの市町村が持つ強み弱みを知ることにより、強みを活かし、また弱みを解決していくまちづくりを進めていけるのではないだろうか。さらに、現在ほどの市町村も財政状況が極めて厳しいと言われているが、地域での比較を生かし、その限られた財源をどのように配分し、効率的に行財政運営を行っていくかのヒントになるのではないだろうか。

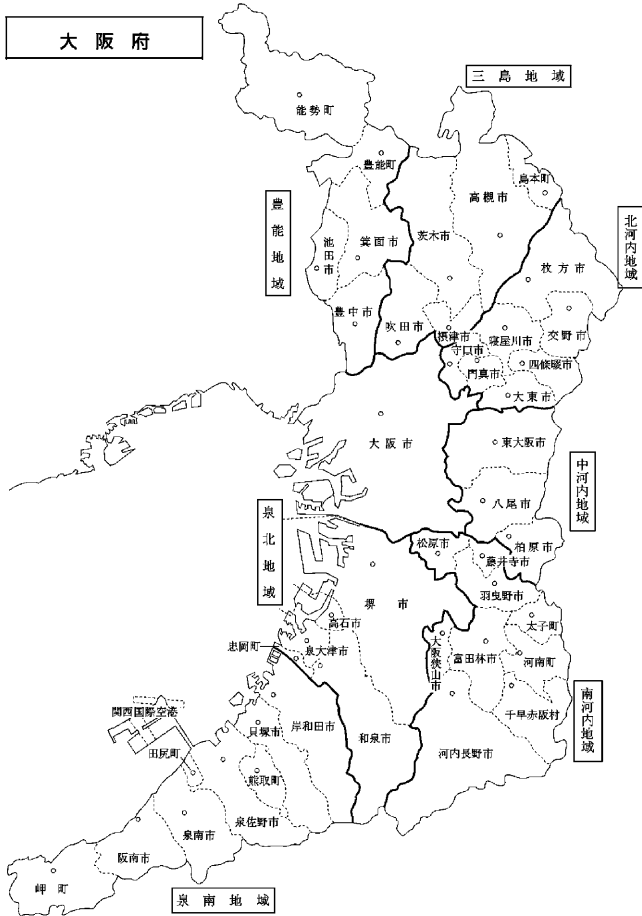
そこで今回は、大阪府内の41市町村を7つの地域（三島、豊能、泉北、泉南、南河内、中河内、北河内）に分け（図1）地域ごとに比較し、財政という観点から分析していく。ただし、府内の政令指定都市である大阪市と堺市については、地方公共団体としての権限や権能に大きく差があり、また歳入歳出規模が他の市町村とは大きく異なるため今回の分析には含まないこととする。

なお、文中意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておく。

### 分析方法

地方公共団体の決算状況を見るための総務省が実施する統計調査に、地方財政状況調査がある。地方財政状況調査では、個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっているため、地方財政統計上統一

図 1



的に用いられる普通会計という会計区分を用いる。この統計調査の平成21年度決算数値を使用し、比較分析を行っていく。

また、普通会計ではいわゆる一般会計のみを取扱うため、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計などといった公営企業会計や、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などといった公営事業会計を含めた地方公共団体全体の財政状況を見る必要がある。そのため、それらを包括する健全化法に基づく健全化判断比率についても比較していく。

### 分析 1 人口及び面積

人口規模も面積も異なる地域を比較するためには、まず数値を人口割や面積割など統一的な指標に置き換える必要がある。住民1人あたりコストなどといった表現もその一つである。

行政サービスにおいて、面積や規模が大きいほど、

また受益者である住民が多いほど単価あたりの経費が割安になるスケールメリットが働くという考え方がある。しかし、面積や規模が大きければいいことばかりかというところ、そういうわけではない。例えば人口について、当然、労働人口が多く納税額が大きければ、税収も豊かになり、行政サービスを充実できるが、現在日本が直面している超高齢社会から見られるように、高齢者人口が増えれば、その分福祉的な経費が増加する。一方、子どもが多ければその分教育的経費が増加するが、それは将来への投資に繋がっていくことだろう。

また、面積についても、密集地域と過疎地域では、均等な行政サービスを提供するコストは異なってくるだろう。費用対効果といった一方的な角度ではなく、様々な角度から見ていかなければならない。

平成17年度の国勢調査によると府内の地域別人口の年齢構成は、図2のようになる。府内平均の高齢化率(全人口に占める65歳以上人口の割合)は、17.8%となっており、一番小さい地域では16.7%、逆に一番大きい地域では18.7%となっている。同じ大阪府内であっても、その差は2.0%ほどの開きがある。

また、15歳未満の区分と15歳以上64歳未満の区分で、一番大きな地域と一番小さな地域の差は、それぞれ3.0%と3.3%と65歳以上の区分より大きく乖離している。

一般的に高齢社会とは、高齢化率14%から21%を指し、21%以上になると超高齢社会と言われる。日本は、2007年(平成19年)に超高齢社会に達したと言われている。図2の割合は、平成17年度の国勢調査に基づく割合なので、平成22年度に実施された国

表 1 地域別面積等

	H21.10.1 行政区域面積 (km)	H22.3.31 住基人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
三島	249.60	1,085,633	4,349.5
豊能	239.58	655,042	2,734.1
泉北	113.28	338,031	2,984.0
泉南	327.13	587,239	1,795.1
南河内	289.93	638,352	2,201.7
中河内	128.91	826,438	6,411.0
北河内	177.38	1,180,444	6,654.9
計	1,525.81	5,311,179	3,480.9

図2

## 地域別 人口の年齢構成(H17国調)

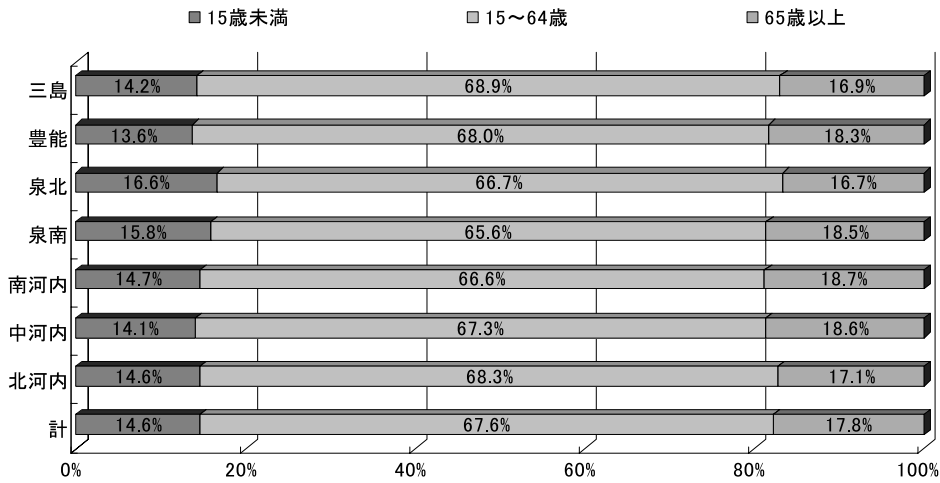
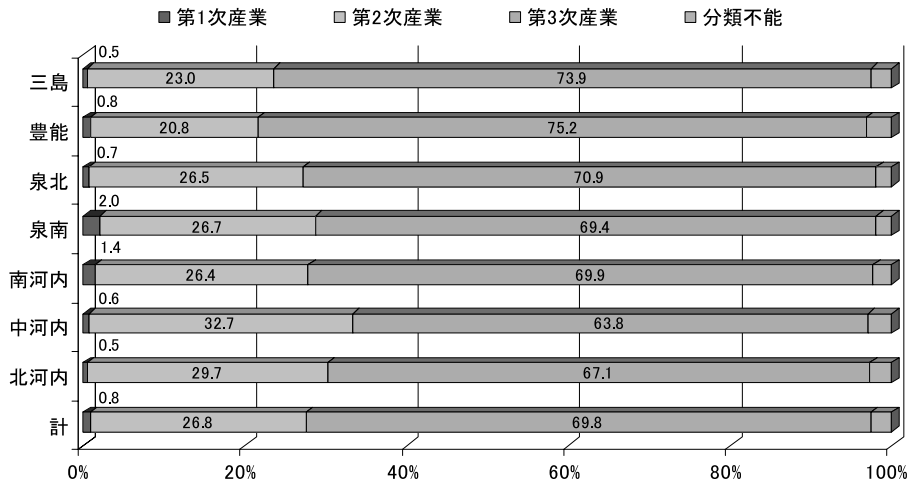


図3

## 地域別 産業別就業人口(H17国調)



勢調査では、高齢化率は大幅に伸びていると予測される。

続いて、平成21年10月1日付けの行政区域面積と平成21年3月31日付け住民基本台帳人口を使い、人口密度について算出したものが、表1となる。北河内地域、中河内地域など大都市近郊である都市部地域の人口密度が高くなっている。政令指定都市を除く地域間でも人口密度に3倍以上もの開きがある。

次に、府内市町村の産業構造を見ていく。図3は平成17年度国勢調査の府内各地域の産業別就業人口割合を表したものである。第1次産業は農林漁業、第2次産業は建設・製造業、第3次産業は金融や飲食、サービス業などである。

府内は都市部ということもあり、第1次産業の就業人口割合はどの地域を見ても低く、一番高い泉南

地域でも2.0%となっている。また、どの地域も第3次産業の構成が大きく、7割程度を占めているが、最近、最先端技術で注目される中小企業などが集まる東大阪市のある中河内地域では、第2次産業が3割を超えている。

## 分析2 歳入

次に、上記の人口や面積といった基準を用い、地方公共団体の収入である歳入や財源について地域別に分析していく。各地域の平成21年度決算の歳入構成は、図4のとおりである。地域ごとに歳入の構成が大きく異なっていることが分かる。しかし、地方税、地方譲与税、各種交付金等、地方交付税の合計が、どの地域も歳入の6割弱を占め、ほぼ横並びに

図 4

### 地域別 歳入構成(H21決算)

■ 地方税 ■ 地方譲与税、地方交付税 □ 使用料、手数料 □ 国府支出金 □ 繰入金、繰越金 □ 地方債 □ その他  
各種交付金等

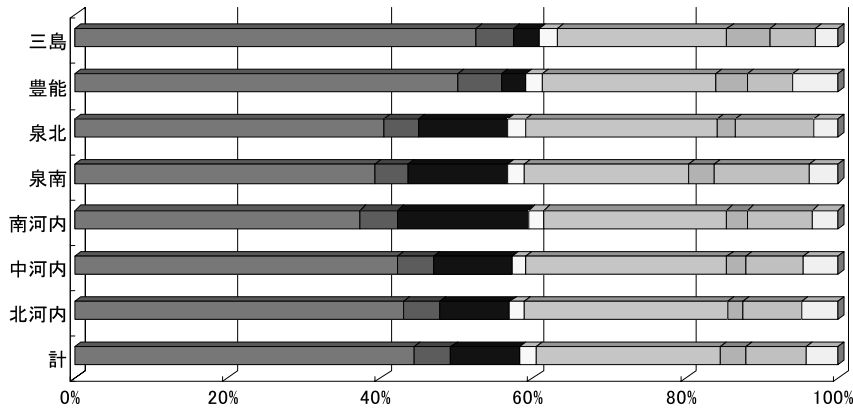
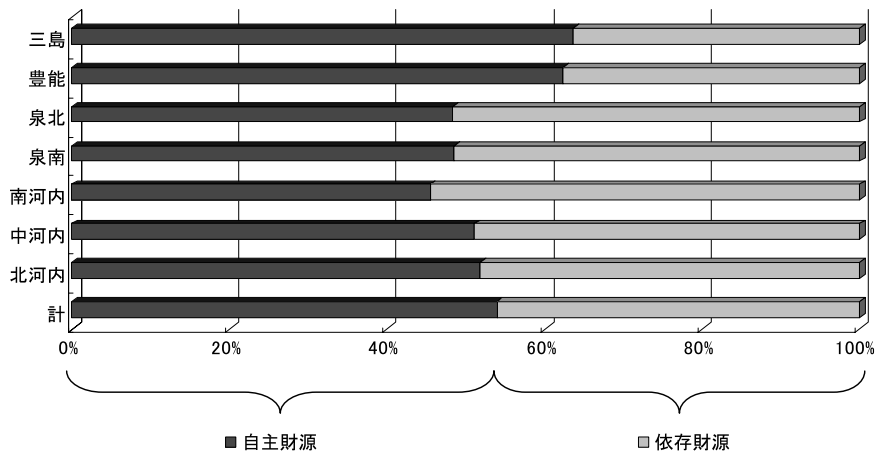


図 5

### 地域別 歳入構成(自主財源と依存財源)(H21決算)



なっている。これは、地方財政の調整制度で、地域財源の偏在を平準化させることを目的とした地方交付税の機能が働いていることが予測される。

また、歳入については、大きく2種類に分けることができる。自主財源と依存財源である。自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入である。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税、地方債が含まれる。自主財源と依存財源をわかりやく並び替えた図が、図5である。

先ほどの歳入構成で、地方税が低く、地方交付税が高かった団体は、地方交付税という財源に依存しているため、依存財源の割合が大きくなる。歳入に

占める自主財源の比率は、高い地域では6割以上、低い地域では5割を下回っている。他に依存している依存財源と異なり、自主財源が大きいほど自主的に収入しうる財源が大きいので、その地域の財政力が高いということになる。府内平均と比較すると、三島地域、豊能地域の自主財源比率が高く、南河内、泉北、泉南地域の自主財源比率が低くなっている。

次に、自主財源の概ね7割以上を占める地方税について見ていく。地方税の種類は様々であり、普通税である個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税や市町村たばこ税、法定目的税である都市計画税などがある。普通税とは、目的税とは異なり用途が特定されず自由に使える財源である。地域ごとの地方税の内訳及び徴収率については、図6、7のとおりとなっている。市町村税の構成では、

図 6

### 地域別 市町村税の構成 (H21決算)

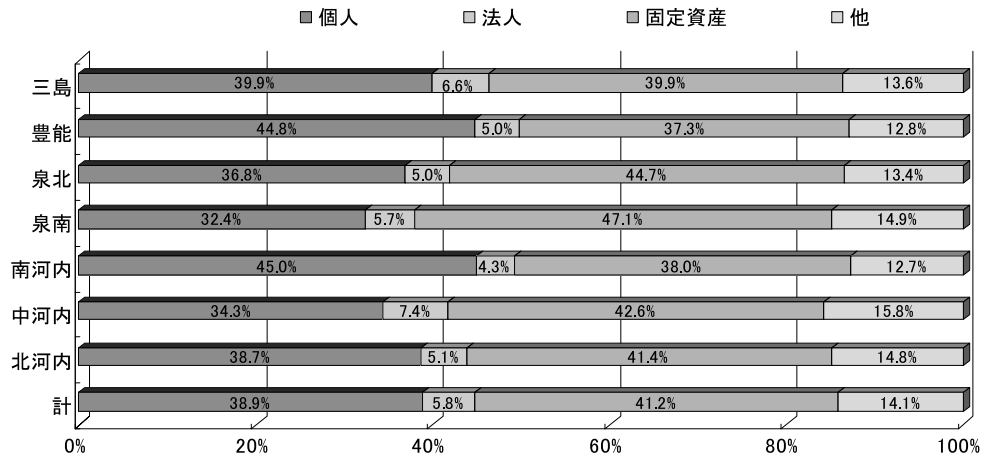
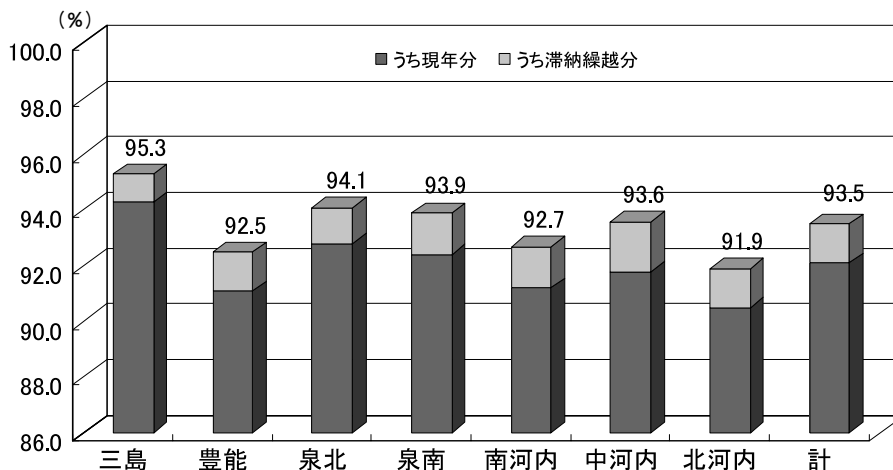


図 7

### 地域別 市町村税の徴収実績 (H21決算)



豊能地域と南河内地域で個人市町村民税が40%を超え、市町村税の多くを占めていることがわかる。

また、市町村税の徴収率では、三島地域の95.3%が一番高くなっている。一方、北河内地域では、現年課税分だけでみると97.7%であるが、滞納繰越額が多額にあるため、現年課税分と滞納繰越分の全体の徴収率では91.9%と府内で一番低くなっている。

次に、住民1人あたり歳入と地方税の内訳については、図8のとおりとなる。住民1人あたり個人市町村民税では、府内で一番高い豊能地域と一番低い泉南地域は、それぞれ73千円と45千円で、その差は約28千円である。ちなみに固定資産税を、住民1人当たりではなく、面積で算出すると、一番高いのが北河内地域で3,040百万円/km<sup>2</sup>、一番低いのが中河内地域で1,081百万円/km<sup>2</sup>となっており、大き

く差が開いている。

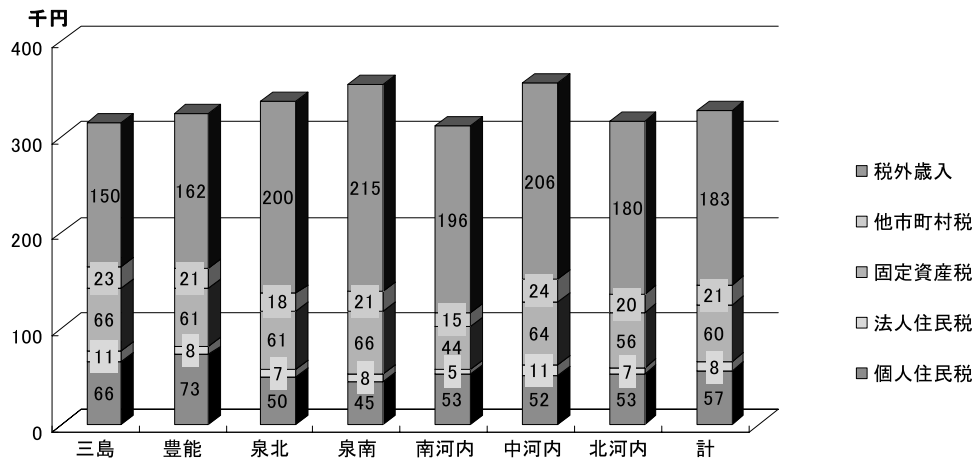
市町村税のうち法人市町村民税については、20年ほど前のバブル景気の経済成長時代には、法人市町村民税が、市町村税の20%以上を占めている市町村もあった。しかし、現在では府内全地域において、法人市町村民税は10%未満であり、今後の経済情勢や景気動向を懸念すると法人市町村民税の財源ばかりを頼りにできない行財政運営が求められているだろう。

また、企業の業績が悪化すれば、その分その企業の社員の給料に跳ね返る。個人市町村民税についても、今後大きく伸びることを期待したいところだが、現実的にみると厳しい状況である。そのような経済情勢の中で、貴重な自主財源である地方税を確保していくには、税の徴収率をまず上げていく必要がある



図8

## 地域別 住民1人当たり歳入と市町村税の内訳



り、近年府内市町村では、コールセンターの設置や滞納債権管理に力を入れて取り組んでいる市町村が多く、その効果に期待したいところである。また、その市町村だけでなく近隣市町村も力を入れるなどし、その相乗効果により、地域、府内、ひいては国内の納税者の納税意識を変えていくべきであろう。当然ながら市町村についても、地方税という貴重な自主財源の使い道について、納税者の納得のいく使途に厳選していかなければならない。

### 分析3 歳出

私も、一市民であり一納税者として、自分の納めている税金が、一体どんなことに使われているのだろうか、そして、無駄なことに使われていないだろうか、と住民税の通知書が届くたびに感じるものである。教育や福祉など、自分の必要とし、求めていることに使われているのだろうか。

歳出の決算について、例えば、住民1人あたり決算額に置き換えた場合に、住民や納税者の意識との乖離はないだろうか。財源に限られる中で、どのように効率的に配分していくか、行政は住民視点に立ち、住民とともに考えていく必要がある。行政は、そういった意識で行財政運営を行っていかなければならない。

では、住民1人あたり歳出について見ていく。歳出には、土木費や教育費などといった目的別に分類したものと、人件費や物件費などの性質別に分類し

たものがある。

目的別を簡単に説明すると、議会費は、議員報酬や議会運営に係る経費、総務費は人件費や庁舎管理費、民生費には、社会福祉、老人福祉、児童福祉に係る経費や生活保護費が含まれる。衛生費には、保健衛生に係る経費や清掃にかかる経費、土木にはいわゆる公共事業、道路や公園や河川、都市計画に係る費用、教育費には、教職員の人件費、幼稚園、小中学校に係る経費である。公債費は、団体が借入した地方債の元利償還金である。

目的別の歳出構成と、国庫補助金、府支出金や地方債といったその歳出にかかる特定財源を控除したいわゆる一般財源ベースの歳出構成は図9、10のようになる。平成21年度決算の単年度数値なので、一概には言えないが、やはり地域により歳出構成は異なってくる。

例えば歳出の一般財源ベースを地域別に見た場合、豊能地域の住民は、民生費へ61千円、衛生費へ25千円、土木費へ21千円、消防費へ11千円、教育費へ28千円、公債費へ35千円支出していることになる。

一般市町村と中核市や特例市、市と町村では、事務の権能差があり、一概には比較することは難しいが、住民1人あたり歳出（一般財源ベース）では、民生費においては、中河内地域が73千円と一番高く、泉南地域が57千円と一番低い。衛生費では、泉南地域が30千円と一番高く、北河内地域が18千円と一番低い。続いて公債費では、泉南地域が42千円と一番高く、三島地域が24千円と一番低くなっている。

図9

### 地域別 住民1人当たり歳出(H21決算)

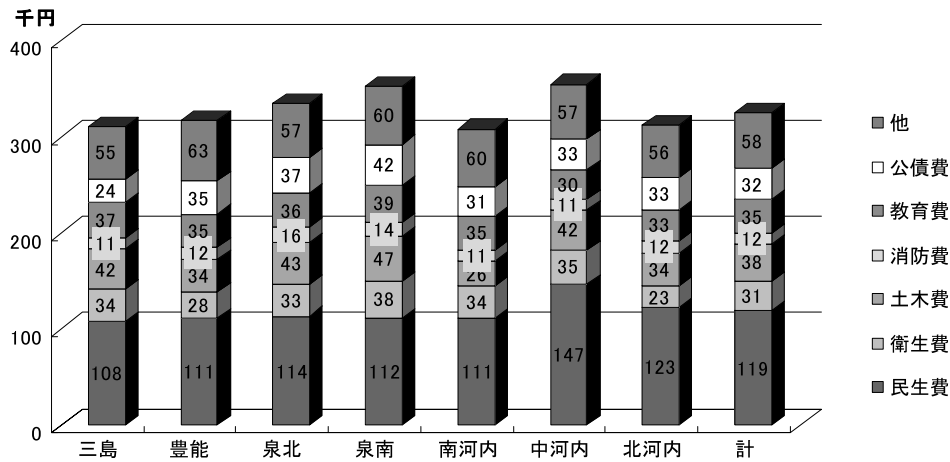
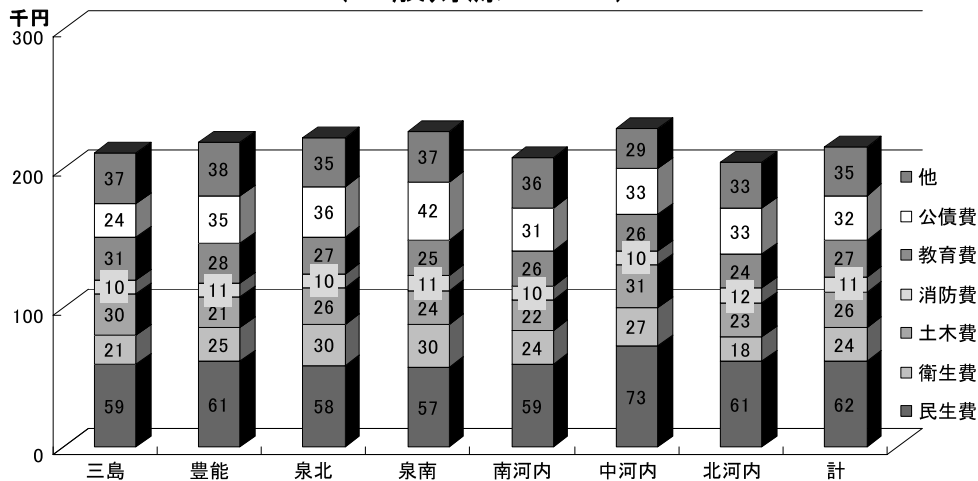


図10

### 地域別 住民1人当たり歳出(H21決算) (一般財源ベース)



衛生費に含まれる清掃事務と消防費の消防事務については、よくスケールメリットについて、論じられることがある。清掃事務については、一つの市町村でゴミを収集し、ゴミ焼却炉を維持管理していくより、周辺市町村と共同で事務を行う方が効率的で費用が安価になるとして、一部事務組合を構成し、広域で事務を行っている市町村が複数ある。

消防事務についても、消防庁が提唱する市町村の消防の広域化では、面積や地理的条件など地域事情を考慮する必要があるが、管轄人口の観点からは概ね30万人以上の規模が一つの目標とされている。今回の分析では、地域ごとの集計であって、その中には、各市町村で事務を行っている団体もあれば、一部事務組合を構成して事務を行っている団体もある

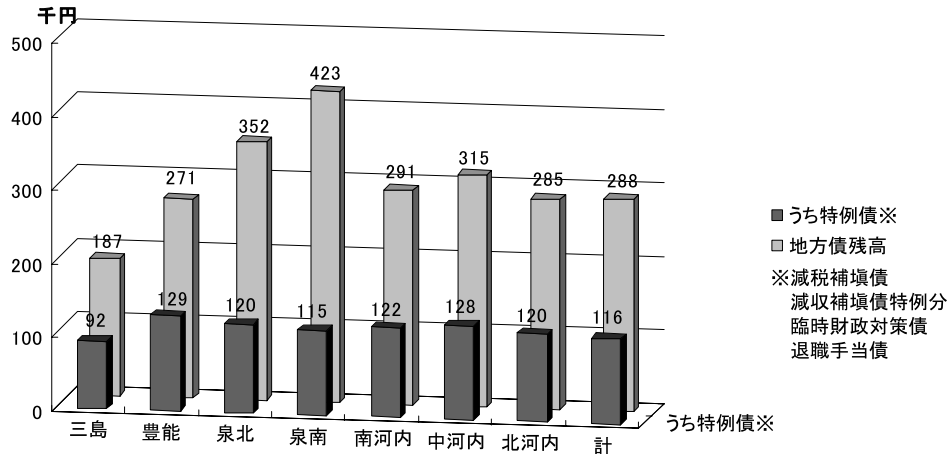
ため、規模的な分析はできなかった。また、清掃費と消防費について、人口密度と住民1人当たりコストの関連性は見ることができなかった。一般的に、人口密集地域では効率的で、過疎地域では非効率的と考えられるが、府内市町村の各地域は、相対的に人口密度の低い団体であっても、都市近郊にあっては過疎地域とは言えないためと考えられる。

#### 分析4 将来への負担

住民1人当たりコストとは、働いている現役世代だけでなく子どもや老人なども含まれる全住民の1人当たりのコストである。次に単年度のコストだけでは見えてこない、将来世代である子どもたちが背

図11

### 地域別 住民1人当たり地方債残高(H21決算)



負う将来の負担について見ていく。

住民1人あたり地方債残高を表すと図11のようになり、地域ごとに大きく差がある。一番大きい泉南地域の423千円と、一番小さい三島地域の187千円では、2倍以上の差がある。

地方債とは、いわゆる地方公共団体の借金のことであり、市町村が公共事業を行う際に、現役世代だけで負担するのではなく、将来世代にも恩恵があるとし、将来世代と負担を平準化するものである。これから生まれてくる将来世代は、生まれながらにして現世代が選択した事業の負担を担うことになる。果たしてそれは、将来世代が本当に望んでいるものであろうか、また、負担見合いの利益を享受することができるものだろうか。公共事業を行う場合は、目先の物事だけに囚われず、10年先、20年先を見据えて、慎重に選択しなければならない。

また、地方債には、公共事業のための借金である地方財政法第5条第5項に係る経費に充てる借金のほかにも、公共事業ではない地方財政法第5条の特例として発行することができる地方債がある。特例の地方債には、本来は、国が地方交付税として地方に交付すべき財源を、地方債に振り替えた臨時財政対策債などがある。この臨時財政対策債は、国が地方交付税を地方に交付する代わりに、地方が借金をし、その毎年の借金の返済を地方交付税で面倒をみるといった分かりにくい制度である。なぜ、国が地方交付税を交付できないかという国にも財源、つまりお金がないのである。このような特例の地方

債には、他にも減税補填債や減収補填債などがある。

国の長期債務は、現在約600兆円以上と言われ、日本国民1人あたりに換算すると、約500万円以上の借金を背負っていることになる。また、国と地方を合わせた債務残高は、約900兆円にも上る。実際に個人でこのような多額の借金があったと考えれば、その重大性に気付くだろう。一体この借金をどのように返済していくことができるのか不安である。

バブル経済崩壊後、各市町村の歳入が小さくなり、どの市町村でも公共事業を必要最低限に控え、地方債の発行を抑制してきているところだが、臨時財政対策債などの増発により、特例債の残高は、毎年度増加してきている。公共事業のための地方債は、減少してきているが、地方債残高総額では減りにくい状況になっている。地方債残高の少ない地域では、特例債の残高が、地方債残高の約5割も占めている状態である。

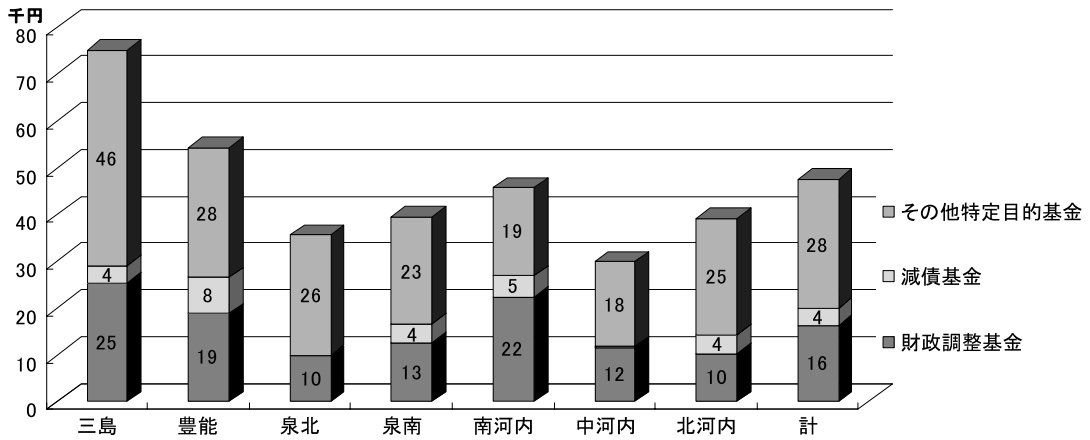
次に、基金について見ていく。基金は、借金である地方債とは逆の性質を持ち、市町村の貯金に当たるものである。代表的な基金では、財源調整的な機能を持つ財政調整基金、地方債の償還に充てるための減債基金、公共施設の建設事業に充てるためや、福祉事業に充てるための特定の目的に充てるために貯金している特定目的基金などがある。地域別の住民1人あたり基金残高については、三島地域が一番多く75千円、中河内地域が一番少なく30千円となっている。(図12)

昨今の景気や経済情勢が不安定な状況では、どの



図12

## 地域別 住民一人当たり基金残高(H21決算)



市町村も主な歳入である地方税の増収が見込めない。そのような状況の中で、過去に建設し老朽化した施設の建替えや、職員の大量退職に伴う退職手当の増加などの財源を調整するため、基金をうまく活用し、安定した市民サービスを提供していく必要がある。逆に言えば、そういった今後予測される経費については、あらかじめ基金に積み立て、取崩しで対応していくべきであろう。

ここまで、借金である地方債と貯金である基金について見てきた。一般的に地方債残高が小さく、基金残高が大きければ、財政が健全であることを示す。しかし、そういった市町村でも、財政状態が健全だと安心せずに、今まで以上に行財政改革を進めていくべきである。現在、地方債残高が少なくても、将来的に、過去に建設した公共施設が老朽化し、建替えや補修などが必要になることが考えられる。また、先ほど述べたように昨今の経済情勢を鑑みると、単独扶助の見直しや使用料・手数料の見直しなど、歳出削減と歳入確保に引き続き努めていかなければならないだろう。

北海道夕張市の破綻をきっかけに、平成19年6月に健全化法が公布され、平成21年4月に全面施行された。従前の制度では財政状況が深刻化するまで、状況が把握できない課題があったためである。健全化法は、一般会計等だけでなく、下水道事業会計や公立病院などを含む地方公共団体の全会計ベースでの財政状況を計るものである。

健全化法において、財政状況の統一的な指標とし

て用いられるのが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標である。実質赤字比率は、一般会計等の赤字の大きさを、連結実質赤字比率は、下水道事業会計や公立病院などを含む地方公共団体の全会計ベースでの赤字の大きさを、実質公債費比率は、地方債の返済額である公債費の大きさを、将来負担比率は、地方債や退職手当負担見込額など現在抱えている負債の大きさを、それぞれその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

各地域を一つの団体として合算した場合の健全化判断比率の4指標は、表2のとおりとなる。実質赤字比率、連結実質赤字比率が黒字の場合、また将来負担額がマイナスの場合は「-」と標記されるが、参考としてマイナスの数値を載せている。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、ほとんどの団体で、「-」となっているが、泉北地域のみ連結実質赤字比率が、0.97%となっている。実質公債費比率では、人口1人あたり地方債残高で一番小さかった三島地域が2.5%と一番低く、逆に地方債残高で一番大きかった泉南地域が、13.8%と一番大きくなっている。

次に、将来負担比率では、三島地域のみ将来負担額がマイナス(△27.2%)となり、比率が「-」となっている。各地域の将来負担比率は、マイナスの地域もある一方で、180%を超えている地域もあり、その差が大きいことが分かる。また、将来負担比率の分母・分子それぞれを分解すると、内訳は表3のとおりとなる。分子である将来負担額の内訳で一番

表2 健全化判断比率の状況

(%)

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
三島	- (△0.87)	- (△8.34)	2.5	- (△27.2)
豊能	- (△1.58)	- (△10.67)	9.6	76.4
泉北	- (△0.39)	0.97	11.7	167.5
泉南	- (△0.75)	- (△5.79)	13.8	186.1
南河内	- (△1.70)	- (△13.79)	7.5	73.2
中河内	- (△0.73)	- (△7.71)	8.0	80.2
北河内	- (△1.31)	- (△3.71)	4.9	73.8
計	- (△1.08)	- (△7.31)	7.2	72.9

表3 将来負担比率の状況

(単位: 百万円、%)

	三島		豊能		泉北		泉南		南河内		中河内		北河内		計	
	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比	金額	分母比
将来負担額A																
地方債の現在高	204,438	113.6	182,039	163.0	117,600	214.2	248,643	250.6	186,766	178.2	261,103	181.6	336,708	180.3	1,537,297	174.5
債務負担行為に基づく支出予定	17,184	9.5	21,491	19.2	15,558	28.3	16,162	16.3	6,960	6.6	11,107	7.7	40,143	21.5	128,605	14.6
公営企業債等繰入見込	128,236	71.3	57,903	51.9	66,591	121.3	139,209	140.3	125,190	119.5	247,450	172.1	160,626	86.0	925,205	105.0
組合等負担等見込			3,565	3.2	13,319	24.3	22,061	22.2	10,265	9.8	3,525	2.5	4,157	2.2	56,892	6.5
退職手当負担見込	60,108	33.4	47,312	42.4	21,938	40.0	40,286	40.6	39,617	37.8	47,617	33.1	67,572	36.2	324,450	36.8
設立法人の負債額等負担見込	1,763	1.0	3,625	3.2	12,648	23.0	14,836	15.0	3,796	3.6	12,789	8.9	15,018	8.0	64,475	7.3
うち地方道路公社																
うち土地開発公社	1,763	1.0	3,463	3.1	11,165	20.3	14,810	14.9	3,795	3.6	12,356	8.6	15,016	8.0	62,367	7.1
うち第三セクター等			162	0.1	1,483	2.7	26	0.0	2	0.0	433	0.3	2	0.0	2,108	0.2
連結実質赤字					2,227	4.1	83	0.1			625	0.4	6,095	3.3	9,031	1.0
組合等連結実質赤字額負担見込																
将来負担額A	411,728	228.8	315,934	283.0	249,881	455.1	481,281	485.1	372,594	355.5	584,216	406.3	630,319	337.4	3,045,953	345.7
充当可能基金	89,637	49.8	41,167	36.9	8,442	15.4	24,447	24.6	31,976	30.5	27,770	19.3	37,240	19.9	260,678	29.6
充当可能特定収入	112,648	62.6	53,707	48.1	39,372	71.7	62,735	63.2	61,426	58.6	138,110	96.1	130,765	70.0	598,762	68.0
うち都市計画税	105,371	58.6	51,620	46.2	37,420	68.2	59,003	59.5	58,512	55.8	135,852	94.5	128,397	68.7	576,175	65.4
基準財政需要額算入見込	258,396	143.6	135,733	121.6	110,051	200.4	209,464	211.1	202,388	193.1	303,000	210.7	324,358	173.0	1,543,390	175.2
充当可能財源等B	460,681	256.0	230,607	206.5	157,865	287.5	296,645	299.0	295,790	282.2	468,880	326.1	492,363	263.6	2,402,830	272.7
標準財政規模C	205,035	113.9	124,161	111.2	63,639	115.9	116,593	117.5	120,797	115.3	167,958	116.8	214,612	114.9	1,012,796	114.9
算入公債費等D	25,072	13.9	12,510	11.2	8,732	15.9	17,387	17.5	15,996	15.3	24,186	16.8	27,813	14.9	131,695	14.9
A-B	△ 48,952	△ 27.2	85,327	76.4	92,016	167.6	184,636	186.1	76,804	73.3	115,336	80.2	137,955	73.9	643,123	73.0
C-D	179,963	100.0	111,652	100.0	54,906	100.0	99,206	100.0	104,802	100.0	143,773	100.0	186,800	100.0	881,101	100.0
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	-		76.4		167.5		186.1		73.2		80.2		73.8		72.9	

大きく占めているのが、地方債残高である。続いて、公営企業債等繰入見込み額である。公営企業債等繰入見込み額とは、各地方公共団体の水道事業、下水道事業、病院事業などの企業会計で発行した地方債の償還に、一般会計等から将来繰出す見込みの額である。

これら、公営企業の起こした企業債への繰出し見込みや一部事務組合の債務や第三セクター、土地開発公社などの負債額等の負担を含むことで、地方公共団体の全会計ベースでの将来負担を統一的な指標で比較することができるのである。将来負担額は、将来見込まれる債務の総額であり、財政規模の400%を超える地域もある。つまりその地域は、その地域の財政規模の4倍もの債務を抱えていることになる。将来負担額に、充当可能な基金残高や、地方交付税に算入される見込み額を控除したものが、将来負担比率となる。

## 考察

今まで分析してきた各指標の結果を一覧にまとめたものが、表4である。府内平均値より大きいものは「△」、小さいものは「▼」で表している。

大別して、面積人口をもとに、歳入、歳出、将来負担と地域別に見てきたが、財政状況の分析方法や検証方法は、これら以外にも様々ある。当然、財政状況の視点だけでなく多角的な角度から総合的に判断する必要があるが、このように地域ごとに比較することにより、市町村単位では見えてこない地域の特色や特徴を知ることができる。

また、地域別に各指標を見た場合、地域全体では府内平均を上回っている、その地域の市町村を見ると府内平均を下回っている団体がある。またその逆の場合もあり、地域別の強み、弱みの傾向をつかみ、それを受け各市町村が、当該団体の位置付けを再認識していくことも必要だろう。

例えばとある市町村に大企業が多くあり、その法



担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めるため、国保の広域化も一つの方法である。

三つ目に、歳出の箇所でも述べたが、消防の広域化もその一つだろう。消防庁の示す「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、広域化を推進する期間について平成24年度末までを目途に広域化を実現することとしている。

広域化することにより期待できるメリットとして、消防活動にとりかかる体制の強化や消防署の配置や管轄区域の適正化による到着時間の短縮など、住民サービスの向上に直接つながることが挙げられる。また、広域化により複数の消防本部を統合すれば、本部機能統合の効率化による現場活動要員の増強、救急や火災の予防のための専門スタッフの配置などの組織体制の効率化、また、財政基盤の強化なども挙げられる。

府内でも、現在、消防の一部事務組合は4つあり、そのほかにも他の市町村に事務委託して広域的に消防を実施している市町村がある。

以上の三つの例示は、共同事務や広域化により考えられるスケールメリットのごく一部分である。1つの市町村だけで、個別別個に市町村の実情にあつたまちづくりを進めることは当然必要であり、重要なことである。しかし、市町村1つ1つでは難しく実現困難なものでも、近隣市町村と協力・連携することにより相乗効果が生まれ、新たに可能となってくるまちづくりや住民サービスもあるだろう。

限られた財源の中で、最大限の効果をあげる方法として、市町村単位だけでなく、近隣市町村との協力・連携や広域化も考えていく必要がある。

## おわりに

平成21年7月に政権交代した民主党が、1丁目1番地と唱える「地域主権」、少し前では小泉元首相が聖域なき構造改革として行った三位一体の改革による「地方分権」。他にも道州制や広域行政など地域の行政主体の在り方が多様に提唱され、関西では、平成22年12月に関西広域連合が発足し、府県をまたいだ広域行政が行われている。

このように地方公共団体を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、地方公共団体の在り方が議論される中で、地方公共団体は、まず自身に目を向け自身のことを客観的に捉える必要がある。そのためには、地域の中で、その市町村の役割や位置付けといったものを再認識しなければならない。そして、強みと弱みをそれぞれ知り、足りないものを互いに補いあう。市町村同士で互いに協力、連携することにより、よりよいまちづくりを進めていくことができるだろう。

### (参考)

総務省統計局ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/>)

総務省消防庁ホームページ

(<http://www.fdma.go.jp/>)

京都地方税機構ホームページ

(<http://www.zeimukyodoka.jp/>)